

議案第 5 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことについて、大和市教育局の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育局規則第5号）に基づき、当委員会が管理及び執行する事務につき、貴職の事務を補助する職員に補助執行させる事務について、下記のとおり改正したので、地方自治法第180条の7に基づき協議します。

- (1) 教育局の権限に属する事務のうち、「文化スポーツ部長及び図書館の職員」「文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員」に補助執行させる事務について、平成28年4月1日から下記のとおり改正するものとする。

別表第1（第2条関係）

補助執行させる職員（改正後）	補助執行させる職員（現行）
文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員	文化スポーツ部長及び図書館の職員 文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員

- (2) 教育局の権限に属する事務のうち、(1)の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成28年9月1日から下記のとおり改正するものとする。

別表第1（第2条関係）

補助執行する事務（改正後）	補助執行する事務（現行）
(削除)	1 視聴覚ライブラリーの事業計画に関すること。 2 視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。

- (3) 教育局の権限に属する事務のうち、(1)の改正後の文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、平成28年11月3日から下記のとおり改正するものとする。

別表第1（第2条関係）

補助執行する事務（改正後）	補助執行する事務（現行）
<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館の事業計画に関すること。 2 <u>図書館に関すること。</u> 3 <u>図書資料等の選択に関すること。</u> 4 読書活動の推進に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館の事業計画に関すること。 2 <u>図書館の管理運営に関すること。</u> 3 <u>図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。</u> 4 <u>図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。</u> 5 <u>図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。</u> 6 <u>館外奉仕に関すること。</u> 7 読書活動の推進に関すること。 8 <u>読書会その他各種行事の開催に関すること。</u>
<ol style="list-style-type: none"> 1 学習機会提供の総合管理に関すること。 2 生涯学習センターの事業計画に関すること。 3 <u>生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の管理運営に関すること。</u> 4 <u>大和市生涯学習センターに関すること。</u> 5 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。 6 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 7 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学習機会提供の総合管理に関すること。 2 生涯学習センターの事業計画に関すること。 3 <u>生涯学習センターの管理運営に関すること。</u> 4 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。 5 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 6 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。

- (4) 上記（2）については、1月28日付で市議会に提出するよう申し出をした「大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例」が可決、公布された場合に適用するものとする。
- (5) この補助執行において、文化スポーツ部長は所属職員を指揮監督するものとする。
- (6) この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。
- (7) この補助執行におけるその他の必要な事項は、教育委員会が別に定める。

事務担当
 教育部 教育総務課 政策調整担当
 内線5203

議案第 6 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和42年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「以外の小学校又は中学校」を「以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則 新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(区域外就学)</p> <p>第7条 保護者は、施行令第9条第1項の規定により大和市立の小学校又は中学校以外の小学校、<u>義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする</u>ことについて届出をしよとときは、区域外就学届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第8条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(区域外就学)</p> <p>第7条 保護者は、施行令第9条第1項の規定により大和市立の小学校又は中学校以外の小学校又は<u>中学校</u>に就学させようとする<u>こと</u>について届出をしよとときは、区域外就学届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第8条～第16条 略</p>

議案第 7 号

平成 27 年度大和市教育費補正予算案について

平成 27 年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成27年度 教育費2月補正歳出予算(案)

(1)歳出予算補正

(単位:千円)

款項目(事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備考
10-2 小学校費	2,391,532	2,391,532	△ 340,571	2,050,961	
3 学校建設費	1,451,315	1,451,315	△ 340,571	1,110,744	
01 小学校大規模改修事業	241,792	241,792	△ 209,551	32,241	4校のトイレ改修に活用する予定であった学校施設環境改善交付金が不交付となったため、翌年度に事業を延伸したことによる、減額補正をするものです。
02 小学校防音設備整備事業	938,378	938,378	△ 109,766	828,612	
01 小学校防音設備整備事業	327,947	327,947	△ 41,291	286,656	事業費の確定に伴う減額補正をするものです。
02 桜丘小学校防音設備整備事業(継続費)	610,431	610,431	△ 68,475	541,956	事業費の確定に伴う減額補正及び学校施設改善交付金の減額に伴う財源更生をするものです。 ・国庫支出金 △76,684 ・一般財源 +8,209
03 文ヶ岡小学校増築事業	271,145	271,145	△ 21,254	249,891	事業費の確定に伴う減額補正及び公立学校施設整備費国庫負担金の追加交付に伴う財源更生をするものです。 ・国庫支出金 +19,800 ・地方債 △31,600 ・一般財源 △9,454
10-3 中学校費	820,521	820,521	△ 128,261	692,260	
3 学校建設費	238,840	238,840	△ 128,261	110,579	
01 中学校大規模改修事業	221,621	221,621	△ 116,489	105,132	事業費の確定及び1校のトイレ改修に活用する予定であった学校施設環境改善交付金が不交付となったため、翌年度に事業を延伸したことによる、減額補正をするものです。
03 中学校防音設備整備事業	17,219	17,219	△ 11,772	5,447	事業費の確定に伴う減額補正をするものです。

款 項 目 (事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
10-04 社会教育費	3,977,863	876,160	0	876,160	
03 公民館費	955,701	955,701	0	955,701	
9 生涯学習センター施設整備事業	748,903	748,903	0	748,903	社会資本整備総合交付金の減額に伴い、財源更正をします。 ・国庫支出金 △88,500 ・一般財源 +88,500
04 図書館費	2,503,384	2,503,384	0	2,503,384	
7 新図書館施設整備事業	2,257,274	2,257,274	0	2,257,274	社会資本整備総合交付金の減額に伴い、財源更正をします。 ・国庫支出金 △147,727 ・一般財源 +147,727

(2)繰越明許費補正 (単位:千円)

款 項 (事業名)	金額
10-2 小学校費	5,616
文ヶ岡小学校増築事業	5,616
10-4 公民館費	3,022
生涯学習センター解体事業	3,022

平成27年度2月補正歳入予算(案)

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充当先(大事業単位)
15-1-3 国庫支出金・国庫負担金・教育費国庫負担金	52,921	52,921	26,496	79,417	
1 小学校費負担金	52,921	52,921	26,496	79,417	
01 文ヶ岡小学校増築事業負担金	52,921	52,921	26,496	79,417	10-02-03-03 文ヶ岡小学校増築事業
15-2-7 国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金	1,778,425	1,778,425	△ 206,712	1,571,713	
1 小学校費補助金	271,824	271,824	△ 25,118	246,706	
06 小学校防音事業補助金	251,908	251,908	△ 25,118	226,790	10-02-03-02 小学校防音設備整備事業
2 中学校費補助金	25,809	25,809	△ 8,504	17,305	
06 中学校防音事業補助金	12,459	12,459	△ 8,504	3,955	10-03-03-02 中学校防音設備整備事業
4 学校施設環境改善交付金	214,438	214,438	△ 181,594	32,844	
01 小学校学校施設環境改善交付金	150,892	150,892	△ 144,997	5,895	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
02 中学校学校施設環境改善交付金	63,546	63,546	△ 36,597	26,949	10-03-03-01 中学校大規模改修事業
5 社会資本整備総合交付金	941,000	941,000	△ 236,227	704,773	
01 都市再生整備計画事業補助金	941,000	941,000	△ 236,227	704,773	10-04-03-09 新生涯学習センター施設整備事業 441,273 10-04-04-07 新図書館施設整備事業 263,500

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充 当 先 (大事業単位)
22-1-6 教育費	3,445,300	3,445,300	△ 132,100	3,313,200	
1 小学校債	889,800	889,800	△ 132,100	757,700	
01 小学校大規模改修事業債	251,908	251,908	△ 132,100	119,808	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
02 小学校防音設備整備事業債	478,600	478,600	△ 16,000	462,600	10-02-03-02 小学校防音設備整備事業
03 文々岡小学校増築事業債	179,100	179,100	△ 31,600	147,500	10-02-03-03 文々岡小学校増築事業
2 中学校債	146,900	146,900	△ 98,800	48,100	
01 中学校大規模改修事業債	146,900	146,900	△ 98,800	48,100	10-03-03-01 中学校大規模改修事業

議案第 8 号

平成 28 年度大和市教育費予算案について

平成 28 年度大和市教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 2 月 16 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第9号

県費負担教職員の管理職人事について

県費負担教職員の管理職人事について、審議願いたく提案する。

平成28年2月16日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫